

技能職員主任選考基準等の見直しについて（案）

今般、定年が段階的に引上げされている中、高齢期の多様な働き方の観点を踏まえ、技能職員の各主任等（２級班員を含む。以下同じ。）について下位からの選任のみしか認めていないものから、各主任等の解任を本人が希望した場合は、次のとおり改正を行う。

○改正内容

- ・各主任等の解任を希望した場合

現行	解任後、１級班員に位置付け
改正案	解任後、原則として１級班員に位置付け ただし、本人が希望した場合でかつ、任命権者が認める場合に限り、 下位の主任等へ選任することを可能とする。

○実施時期

令和６年４月１日付選任より